

商品概要説明書

「夢によりぞう住宅ローン トリプルアシスト」

(令和2年10月1日現在)

商品名	トリプルアシスト		
	一般型	100%応援型	借換応援型
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○前年度税込年収が150万円以上である方。 ○農業者以外の組合員は前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）が200万円以上である方。 	<ul style="list-style-type: none"> ○前年度税込年収が350万円以上である方。 ○自営業者については、過去3ヶ年の各年の税引前所得が350万円以上であり、原則JAとの取引が1年以上ある方。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満20歳以上66歳未満であり、最終償還時の満年齢が80歳未満の方。 なお、最終償還時の満年齢が80歳以上の場合は、ご本人と同居または同居予定の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります（以下「親子リレー返済」という）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が3年以上の方。 ○団体信用生命共済に加入できる方（ただし、親子リレー返済の場合は、原則親子とも団体信用生命共済に加入できる方）。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方（別途、保証料が必要となります）。 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方は、ご本人と同様のご利用条件を満たす必要がございます。 		
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とした次の場合とします。		
	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅の新築 ②土地の購入（5年以内に住宅を新築し、居住する予定があること） ③新築住宅の購入 ④中古住宅の購入 ⑤住宅の借換・増改築・改装・補修 ⑥上記①から⑤に付随して発生する一切の費用（ただし、月次後取利息方式（内取）の保証料を除きます） 	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築・改装・補修 ⑤上記①から④に付随して発生する一切の費用（ただし、月次後取利息方式（内取）の保証料を除きます） 	<ul style="list-style-type: none"> ①現在、他金融機関等からお借入中の住宅資金の借換資金と借換に伴う諸費用（ただし、ノンバンクからのお借換は原則対象外とします） ②借換とあわせた増改築・改装・補修（ただし、増改築・改装・補修には、住宅関連設備等も対象とします） ③土地のみの借入金のお借換は対象外とします。

お借入金額	○10万円以上10,000万円以内とし、1万円単位とします。		
	○年間元利金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当JAの定める範囲内とします。 ○原則として自己資金が所要金額の20%以上であることとします。	○前年度税込年収（自営業者の方は税引前所得が過去3ヶ年のいずれかの年で）400万円未満の場合は、2,500万円以内とします。 ○年間元利金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要金額の範囲内とします。	○年間元利金ご返済額の前年度税込年収（自営業者の方は前年度税引前所得）に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要金額の範囲内とします。 ○担保評価額の150%（分譲マンション等の場合は140%）以内とします。
	※お借入金額が5,000万円を超える場合は、前年度税込年収が600万円以上である方。		
借入期間	○3年以上35年以内で1ヶ月単位とします（分割貸付の場合の据置期間を含む）。 ○借換の場合は、現在お借入中の残存期間内とします。 ○複数の借換対象資金を1資金にまとめてお借換する場合は、借換対象期間を加重平均した期間内とします。	○3年以上35年以内で1ヶ月単位とします（分割貸付の場合の据置期間を含む）。 ○現在お借入中の住宅資金の残存期間内とします。 ○複数の借換対象資金を1資金にまとめてお借換する場合は、借換対象期間を加重平均した期間内とします。	○3年以上35年以内で1ヶ月単位とします。 ○現在お借入中の住宅資金の残存期間内とします。 ○複数の借換対象資金を1資金にまとめてお借換する場合は、借換対象期間を加重平均した期間内とします。
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利（住宅ローンプライムレート）が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更します。</p> <p>【固定変動選択型】</p> <p>当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただけます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭およびホームページでお知らせいたします。固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>		

返済方法	<p>○元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加えて6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内とします。</p> <p>○元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。</p>																								
担保	<p>○ご融資対象物件に対し、第1順位の抵当権を設定登記させていただきます。</p> <p>○建物に対しては、時価相当額の火災共済（保険）にご加入いただき、その共済（保険）金請求権に原則として第1順位の質権を設定させていただきます。</p>																								
保証人	<p>○当J Aが指定する保証機関（東京都農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>○ただし、所得合算者、ご本人以外の担保提供者（担保が共有の場合も含む）および保証機関が必要とする方は、連帯保証人に加入させていただきます。</p> <p>○保証機関の保証利用にあたっては所定の保証審査が必要となります。</p> <p>注）連帯保証人を設定する場合において、以下の場合は原則として「保証意思宣明公正証書」の提出を受ける必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗、事務所等との併用住宅の取得、および当該住宅にかかる増改築、改装、補修に関する貸出金の場合。 <p>ただし、居住部分のみの増改築、改装、補修に関する資金は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸出金の資金使途に太陽光発電システムが含まれる場合。 <p>ただし、売電契約を締結しない太陽光発電システムは、対象外となります。</p>																								
保証料	<p>○当J Aが指定する保証機関（東京都農業信用基金協会）の保証をご利用いただきます。（保証料が別途必要となります。）</p> <p>○一括前払方式 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの実行分。 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>一般型：0.07%～0.20%、100%応援型：0.14%～0.30%、借換応援型：0.14%～0.30% お借入金額1,000万円あたりの一括保証料概算 （一般型：0.11%、100%応援型・借換応援型：0.18%の場合）</p> <table border="1" data-bbox="284 1630 1425 1827"> <thead> <tr> <th>商品名</th> <th>10年</th> <th>20年</th> <th>25年</th> <th>30年</th> <th>35年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般型</td> <td>56,316円</td> <td>114,002円</td> <td>143,535円</td> <td>173,512円</td> <td>203,952円</td> </tr> <tr> <td>100%応援型</td> <td>92,187円</td> <td>186,620円</td> <td>234,954円</td> <td>284,058円</td> <td>333,869円</td> </tr> <tr> <td>借換応援型</td> <td>92,187円</td> <td>186,620円</td> <td>234,954円</td> <td>284,058円</td> <td>333,869円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○月次後取利息方式（内取）※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの実行分。 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>一般型：0.16%、100%応援型：0.26%、借換応援型：0.26%</p> <p>○上記いずれかの方式による保証料に加え、別途30,000円の一括保証料をお支払いいただきます。</p>	商品名	10年	20年	25年	30年	35年	一般型	56,316円	114,002円	143,535円	173,512円	203,952円	100%応援型	92,187円	186,620円	234,954円	284,058円	333,869円	借換応援型	92,187円	186,620円	234,954円	284,058円	333,869円
商品名	10年	20年	25年	30年	35年																				
一般型	56,316円	114,002円	143,535円	173,512円	203,952円																				
100%応援型	92,187円	186,620円	234,954円	284,058円	333,869円																				
借換応援型	92,187円	186,620円	234,954円	284,058円	333,869円																				

<p>団体信用生命共済</p>	<p>○当 J A 所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。</p> <p>なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="395 257 1252 456"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.10%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.25%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.10%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.25%								
団体信用生命共済名	加算利率																
団体信用生命共済（特約なし）	なし																
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.10%																
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.25%																
<p>9 大疾病補償保険</p>	<p>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。</p> <p>ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.32%</p>																
<p>手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務取扱手数料：30,000 円＋別途消費税 ・条件変更手数料：5,000 円＋別途消費税 ・一部繰上手数料：10,000 円＋別途消費税 ・全額繰上手数料：30,000 円＋別途消費税 ・インターネットバンキングで繰上返済をお取扱いの際には事務取扱手数料は無料となります。なお、お取扱いは一部繰上返済のみとなり、全額繰上返済はお取扱いできません。 <p>※証明書等の手数料については当 J A 任意のものに準ずるものとします。</p>																
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または融資部（電話：042-594-1011）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも苦情等を受付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="300 1400 1396 1668"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金 (祝日、年末年始を除く)</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会がテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末年始を除く)	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:30～12:00 13:00～17:00														

その他	<p>○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>
-----	--